

三重県で発生した豚コレラ(国内32例目)に係る移動制限区域解除について

三重県は、いなべ市の養豚農場で発生した豚コレラ(国内32例目)に関し、8月27日(火曜日)24時(8月28日(水曜日)0時)をもって、発生農場の半径3km以内で設定している移動制限区域を解除します。

なお、本件は三重県においてもプレスリリースを行っております。

1. 経緯及び今後の予定

(1) 令和元年7月24日(水曜日)、三重県は、三重県いなべ市の養豚農場において国内32例目となる豚コレラが発生したことを受け、家畜伝染病予防法に基づき、移動制限区域(発生農場の半径3km以内の区域)及び搬出制限区域(発生農場の半径3kmから10kmまでの区域)を設定しました。

(2) 7月30日(火曜日)までに、上記の農場で飼養されている豚の殺処分及びその死体の埋却、汚染物品の処理及び畜舎の消毒を完了し、当該農場における防疫措置を完了しました。

(3) 今般、32例目の発生農場における防疫措置完了から28日が経過することから、三重県は、豚コレラに関する特定家畜伝染病防疫指針に基づき8月27日(火曜日)24時(8月28日(水曜日)0時)をもって、移動制限区域を解除します。なお、現在設置されている3ヶ所の消毒ポイントについては、閉鎖されます。

(4) 三重県においては、豚・いのししを飼養する農場における衛生管理を徹底し、豚コレラウイルスの侵入防止に取り組んでいます。また、県内全域での野生いのししの捕獲や検査を行うとともに、経口ワクチンの散布等により本病の拡散防止に努めていくこととしています。

2. その他

(1) 豚コレラは、豚・いのししの病気であり、人に感染することはありません。食品安全委員会の見解によれば、仮に豚コレラにかかった豚やいのししの肉等を食べても人体に影響はないとされており、正確な情報に基づいて冷静に対応していただくようお願いいたします。

(参考) 食品安全委員会ホームページ

<http://www.fsc.go.jp/sonota/csf/> (外部リンク)

(2) 現場での取材は、本病のまん延を引き起こすことがあること、農家の方のプライバシーを侵害しかねないことから、厳に慎むよう御協力を願いいたします。今後とも、迅速で正確な情報提供に努めますので、生産者等の関係者や消費者は根拠のない噂などにより混乱するがないよう、御協力を願いいたします。

3. 参考

令和元年7月24日付けプレスリリース「三重県における豚コレラの疑似患畜の確認(国内32例目)について」

http://www.maff.go.jp/j/press/syuan/douei/190724_10.html

令和元年8月16日付けプレスリリース「三重県で発生した豚コレラ(国内32例目)に係る搬出制限区域解除について」

<http://www.maff.go.jp/j/press/syuan/douei/190816.html>

【お問合せ先】

消費・安全局動物衛生課

担当者：山野、下平

代表：03-3502-8111（内線4582）

ダイヤルイン：03-3502-8292

FAX：03-3502-3385